

まちづくりに関連する専門家を派遣します！

# まちなかにぎわい創出 専門家派遣事業

このような場合に御活用いただけます（一例です）。

新規創業者を  
呼び込み活気ある  
商店街にするための  
アドバイスが欲しい！

空き店舗を使って  
魅力ある店舗を  
呼び込みたい！

まちなかの回遊性を  
高めるための  
勉強会を開催し  
その後の取組に  
つながりたい！

遊休不動産を  
活用するための  
アイデアが  
欲しい！

空き家を  
ゲストハウスに  
するために  
先輩創業者の  
アドバイスが欲しい！

まちなかの  
賑わいづくりの  
セミナーを  
開きたい！

## 事業 内容

地域で団体や個人等が連携し、まちづくりの課題解決・まちなかの賑わい創出や地域活性化を目指す取組を支援するため、まちづくりに関する専門家を派遣します。

（専門家の謝金と旅費について、県が負担します。※会場料等その他の費用は申請者負担）

## 派遣 対象

- 商工団体
- まちづくりに関する課題の解決に取り組む法人・団体・個人等
- 県内市町村

※派遣回数は1回のみでも可。原則1テーマ3回まで（別テーマであれば4回以上可能）

詳しくは、

URL

<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32021d/>

（県商業まちづくり課ホームページ）

専門家派遣を御希望の方は下記にお問合せください。

〒960-8670 福島市杉妻町2-16（県庁西庁舎12階）

問合せ先

TEL：024-521-7299 FAX：024-521-8886

E-mail：shougyoumachidukuri@pref.fukushima.lg.jp

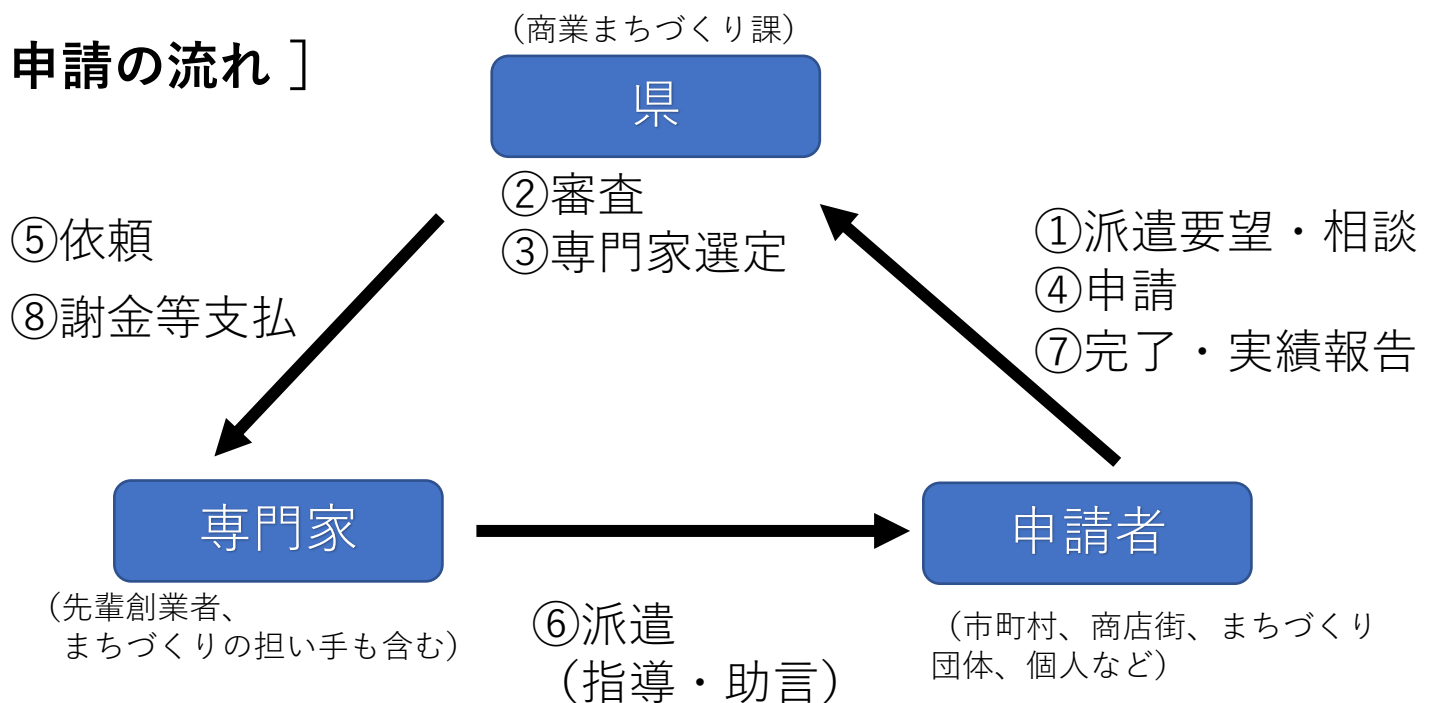
福島県商工労働部商業まちづくり課

平成26年度から令和7年度まで、のべ141回専門家を派遣。

【これまでの活用事例（一部）】

- ・遊休不動産のリノベーションにあたり、  
情報発信・施設運営・収支シュミレーション等に関する助言
- ・エリアの価値向上を目指すコンセプトづくり
- ・経営改善・売上向上のためのデザイン等アドバイス
- ・交流・情報発信拠点の整備にあたり全体コンセプトの助言 など

[ 申請の流れ ]



- 1 事前相談・・・相談シートに必要事項を記入し、  
電子メール又は郵送で提出。  
詳細確認のため当課より改めて連絡差し上げます。  
派遣までに通常2ヶ月程度かかりますので、余裕をもって御相談ください。
- 2 審査・・・当事業の趣旨にあった内容かどうか審査します。
- 3 専門家選定・・・申請者又は当課で推薦し決定。  
※申請者の希望がある場合、その旨お知らせください。  
(派遣までの期間が短縮されます。)
- 4 派遣申請・・・派遣申請書を県へ提出。
- 5 派遣依頼・・・県から講師へ派遣の要請をします。
- 6 専門家派遣
- 7 実績報告・・・派遣終了後、事業完了と実績報告書を提出していただきます。

専門家派遣の概要については、派遣完了後に県HPへの掲載を予定しています。

※本事業については、予算がなくなり次第終了します。詳細は県HPでご確認ください。